

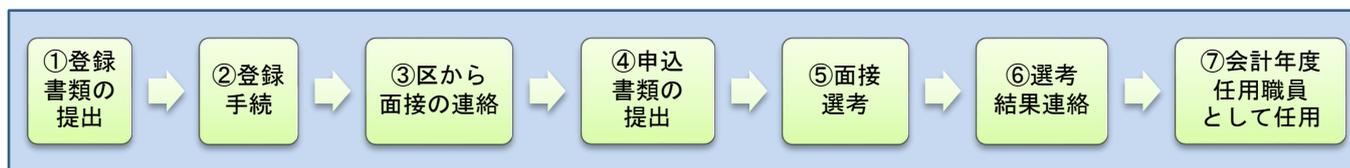
令和8年度採用

神奈川県神奈川区こども家庭支援課会計年度任用職員(看護職、栄養士、歯科衛生士：日額職)登録制度募集案内

乳幼児健康診査及び母子保健業務に従事する看護職等の会計年度任用職員を募集します。

あらかじめ希望する勤務時間等を登録していただき、任用が必要になった職について登録いただいた方の中から選考を経て任用を決定します。(年度当初の任用の他、必要に応じて年度途中にも任用を行います。) こども家庭支援課会計年度任用職員の登録を希望される方は、詳細を御確認の上、登録書類を御提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



(1) 登録書類(※会計年度任用職員(日額職)登録用紙)に必要な事項を記入のうえ、次の申込み先に持参又は郵送で提出してください。

【申込先】神奈川区役所こども家庭支援課

※令和8年4月1日の任用を希望する場合には、【令和8年3月3日(火)】までに、登録用紙を提出してください。

(2) 申込先で登録手続きを行います。(任用希望登録の有効期間は、令和9年3月31日までです)

(3) 登録者の中から募集する勤務日数等条件のあてはまる方について、面接選考を実施します。面接日時については登録いただいた方に個別に連絡します。

※登録期間中、必要に応じて随時選考を行います

(4) 選考実施後、選考の結果を連絡します。

(5) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

◆注意事項◆

・登録は、任用を約束するものではありません。御登録いただいても、条件に合わない場合には、面接の連絡は行いません。

2 応募資格

看護師・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士のいずれかの資格要件を必要とします。(詳細は、別紙「登録募集職種一覧」参照)

3 職種、勤務条件等

(1) 職種

- ①乳幼児健康診査等・看護職スタッフ
- ②乳幼児健康診査（屈折検査補助業務）・看護職スタッフ
- ③母子保健業務・看護職スタッフ
- ④乳幼児健康診査等・栄養士スタッフ
- ⑤乳幼児健康診査等・歯科衛生士スタッフ

(2) 勤務条件

別紙「登録募集職種一覧」参照

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

(3) 身分

地方公務員法第 22 条の 2 に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間で必要に応じて任用します。

4 欠格条項

地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者

5 雇入時健診

必要に応じ、雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。

6 その他

提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。

7 停止条件

本件は、令和 8 年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。

8 申込・問合せ先

神奈川区役所こども家庭支援課こども家庭係（神奈川区役所別館 3 階 304 窓口）

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 3 番地 8

電話：045-411-7112 担当：吉田・原